

○厚生労働省告示第百十九号

厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置（平成二十二年厚生労働省告示第三百四十号。以下「旧告示」という。）は、令和三年三月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前に、旧告示の規定により読み替えて適用する指定障害福祉サービスの提供に係るサービスの管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成十八年厚生労働省告示第五百四十四号）第一号イに掲げる要件を満たすサービスの管理責任者及び同号イの②の①に規定するサービスの管理責任者基礎研修を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者については、旧告示の規定は、なおその効力を有する。

令和元年九月十九日

厚生労働大臣 加藤 勝信